

令和3年9月24日

各 部 局 長
教 育 次 長 様
消 防 長

財 務 部 長

令和4年度予算編成方針について（依命通達）

1 国の動向と地方財政の課題

国は令和4年度予算の概算要求に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化としている。

また、「令和4年度の地方財政の課題」において、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安心・安全なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な財政基盤を確保することが示されている。

さらに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進や自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル・ガバメントを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」等による財政マネジメントの強化が地方団体における課題とされている。

2 市財政の現状と課題

上記のような方向性が示される中、本市においても国・県と基調を合わせた財政運営に努め、緑が丘西地区の開発の進展等に伴う市税の堅調な伸びを

背景に財政力指数は高い数値で推移してきたものの、経常収支比率の高止まりによる財政の硬直化が続いてきた。

令和2年度普通会計決算においては、市税及び地方消費税交付金等の歳入増、予算編成時における経常経費削減の取り組みの成果もあり、経常収支比率は対前年度比1.7ポイント減の95.6%と若干の改善となった。

また、地方債現在高は、前年度から約32億円減の約480億円、公債費負担比率は対前年度比0.4ポイント減の13.8%、財政健全化の状態を判断する実質公債費比率は0.2ポイント減の6.2%、将来負担比率は5.7ポイント減の15.3%と一定の改善が見られている。

財政調整基金については、前年度から約4億3千万円増の約27億8千万円、標準財政規模の約8.0%となり、潤沢とはいえないが、一定の確保がなされているところである。

このように本市の財政状況は改善の兆しがみられるものの、経常収支比率の高止まりは続いており、財政硬直化の解消は本市の財政健全化に向けた課題となっている。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症対策や少子高齢化対策、防災・減災、公共施設等の適正配置、デジタル化の推進といった諸課題のための財源を生み出すためには、財政状況の理解と問題意識の共有に基づき、職員一人ひとりが危機感をもって、財政健全化に向けた取り組みを行っていく必要がある。

3 予算編成の基本的方針

令和4年度当初予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況の悪化により、市税収入等についても不透明感がある中、「財政運営の基本的計画」の中長期財政収支見通しにおいても歳出超過が見込まれており、今後も扶助費、物件費、公債費などの増が見込まれ、経常経費のさらなる縮減を講じない限り、経常収支比率の上昇は避けられず、普通建設事業費等の投資的経費や新規事業に取り組む財源を確保することが困難な状況となっている。

新型コロナウイルス感染症から市民の生命、健康を守るため、感染症拡大防止対策を徹底するとともに、経済的に影響を受けている市民の生活を守ること、ポストコロナ時代を見据え、社会情勢の変化に対応した施策を実施していくこと、近年被害が拡大している自然災害に備えるためにも、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で見直しに取り組むこととし、将来を見据えた持続可能な財政運営を推進するため、以下の基本の方針に基づき予算編成を行うこととする。

【基本の方針】

①市民の安心・安全への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底し、市民の生命・健康を守ることを最優先課題とすること。国内の感染状況、国・県の動向を注視し、大規模イベントについては、慎重な判断をすること。対策に係る経費の財源確保のため、不要・不急な事業の精査を徹底すること。
- ・ 災害に向けた防災・減災への対策、公共施設の老朽化対策、待機児童対策を主とした子育て支援策など、市民の安心・安全に関する行政課題に対応するための経費について、優先度を考慮し、適切に予算要求すること。公共施設の老朽化対策に当たっては、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の趣旨に則り、公共施設の再配置、統廃合を含めた全体最適化を図ること。

②財政健全化への対応

- ・ 経常的経費については、経常経費充当一般財源（歳出）を、経常一般財源等（歳入）以下とし、歳入に見合った歳出とする原則のもと予算編成を行う必要がある。そのため、行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め、対象事業の重点化・効率化を図るため、事業の統廃合も視野に入れた大胆な見直しを積極的に図ること。見直しにあたっては、「行財政改革推進ビジョン」及び行財政改革推進委員会からの「財政健全化に向けた取組についての提言書」を踏まえて対応すること。

- ・ 財源確保のため、国などの予算編成の動向に注目し、補助制度を積極的に活用すること。特に新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな補助制度の把握に努めること。
- ・ 歳入不足が見込まれることから、市税等の徴収率向上、使用料及び手数料の見直しなど、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を図ること。
- ・ 市単独で実施している補助金及び扶助費について、必要性等を厳格に検証し、事業内容の見直し、整理統合、廃止の検討をすること。

③総合計画等の着実な推進

- ・ 「第5次総合計画」や各部局で所管する市の計画に掲げた施策について、その実施時期や内容、優先度、市民ニーズ等を検証し、財政状況等を勘案した上で、事業の見直しや先送り等も検討することとし、実施中の事業であっても経費の節減に努めつつ、各計画に掲げた施策の効果的かつ着実な推進に配慮した予算要求とすること。

※ その他、予算編成上の詳細については、予算編成要領を参照すること。